

村山市定住促進住宅 入居者募集のご案内

(令和6年10月30日付 村山市公告第28-2号)

(1) 入居者募集をする住宅

住宅・団地名	定住促進楯岡北町団地(1号)
所在地	村山市楯岡北町二丁目4番1号
建設年/構造/全階数	平成5年 / RC造 / 5階
間取り	3DK(和室6帖 / 和室6帖 / 和室4.5帖)
住宅使用料(家賃)	月額15,000円～34,600円 ※収入により算定します。
共益費	月額1,000円
駐車場使用料	月額1,000円/1区画 ※1戸につき2区画まで使用可能です。
今回募集戸数	1戸(2階)

住宅・団地名	定住促進楯岡北町団地(2号)
所在地	村山市楯岡北町二丁目4番2号
建設年/構造/全階数	平成5年 / RC造 / 5階
間取り	3DK(和室6帖 / 和室6帖 / 和室4.5帖)
住宅使用料(家賃)	月額16,000円～39,000円 ※収入により算定します。
共益費	月額1,000円
駐車場使用料	月額1,000円/1区画 ※1戸につき2区画まで使用可能です。
今回募集戸数	1戸(5階)

(2) 入居(申込)資格

- ・現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ・市区町村税を滞納していないこと。
- ・暴力団員でないこと。
- ・入居する定住促進住宅に住所登録ができること。
- ・各地域の自治会や町内会等に所属し、活動や行事に参加できること。

(3) 申込に必要な書類

【 令和6年 1月1日以前から村山市に住民登録をしている方 】

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 住民記録及び地方税関係情報を閲覧することについての同意書

【 令和6年 1月2日以降に村山市に住民登録をした(市外から転入した)方 】

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 住民記録及び地方税関係情報を閲覧することについての同意書
- ③ 入居予定者全員(幼児や就学中の方を除く)の納税証明書と所得証明書
※前市区町村で発行するもので令和6年度(内容は令和5年分)のもの

【 村山市外の方 】

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 入居予定者全員の住民票謄本(続柄記載のもの)
- ③ 入居予定者全員(幼児や就学中の方を除く)の納税証明書と所得証明書
※前市区町村で発行するもので令和6年度(内容は令和5年分)のもの

(4) 受付期間・場所

期 間 : 令和6年11月5日(火) ~ 令和6年11月15日(金) ※土日祝日を除く
午前9時~午後0時、午後1時~午後5時

場 所 : 村山市建設課 管理係

(5) その他

- ・ 部屋の内見(内覧)は、予約制で個別に受付します。建設課へご連絡ください。
- ・ 選考については、住宅に困窮している実情等を調査し決定します。
- ・ 申込者が多数となった場合は、抽選会をおこないます。
- ・ 期間内に申込がない住宅については、受付期間終了後も先着順に随時受付します。

(6) 参考：入居決定後について

- ・ 入居決定された方は、保証人2名が連署した入居請書と、添付書類として保証人2名の印鑑証明書、所得証明書、納税証明書(それぞれ最新年度のもの)を提出してください。
保証人は、市区町村税を滞納していない県内在住者で、収入が入居者と同程度以上かつ保証人両者間が同一世帯でない者、緊急の連絡に対応できる者としします。
- ・ 入居決定された方は、敷金として住宅使用料(家賃)の3か月分を納入してください。納付書を発行します。
- ・ 定住促進住宅への住所登録完了後、住民票謄本(続柄記載のもの)を提出してください。
- ・ 住宅使用料(家賃)は、世帯の収入に応じて毎年算定されます。毎年8月頃に収入状況等の申告をしていただきます。
- ・ 定住促進住宅では動物類の飼育はできません。
- ・ 入居後に暴力団員であることが判明した場合は、入居許可の取り消し、明渡し請求及び損害賠償金の請求をすることがあります。
- ・ 入居決定から実際に入居するまで、手続き・審査により1、2か月程度期間を要します。
あらかじめご了承ください。

(7) お問い合わせ等

村山市建設課 管理係

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号

TEL: 0237-55-2111 (内線231, 232)

FAX: 0237-55-6472

E-mail: kensetsu@city.murayama.lg.jp

定住促進楯岡北町団地



※部屋番号が奇数の間取りです。偶数は左右反転します。